

休職者及び定期健康診断対象外の短期組合員の方へ

大阪市職員共済組合
〔 担当：保健医療係 〕
〔 電話：06 - 6208 - 7597 〕

休職者及び定期健康診断対象外の短期組合員に対する特定健康診査について（お知らせ）

当共済組合では、組合員の健康の保持増進のため特定健康診査（以下「特定健診」という。）を実施しており、所属所で実施される定期健康診断の受診をもって、特定健診を受診したものとみなしておりますが、定期健康診断の受診機会がない場合、当共済組合から特定健康診査受診券（以下「受診券」という。）を交付することにより、特定健診を受診することができます。

つきましては、次のとおり取り扱いますのでお知らせします。

記

1 受診券交付対象者

令和7年度中に40歳以上となる休職者及び定期健康診断対象外の短期組合員

※ただし、令和7年度の定期健康診断を受診した組合員及び受診券交付済の短期組合員は対象外。その他対象外の者については裏面「対象者」参照。

2 受診券発行までの流れ

(1) 当共済組合に「特定健康診査受診券等交付申請書」を提出してください。（郵送または通送）

送付先 〔〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20（大阪市役所内）〕
〔 大阪市職員共済組合 保健医療係 〕

(2) 当共済組合より所属所を通じて受診券を送付します。

3 受診券申込期間 令和7年11月28日（金）当共済組合到着分まで

4 受診券有効期間 令和7年12月31日（水）まで

5 受診方法

受診券が届き次第、実施機関を検索し、実施機関へ直接電話で申込のうえ、受診してください。

6 健診項目（詳細は裏面「健診項目」参照）

診察等（問診・診察）、身体計測、血液検査、尿検査

7 受診費用 **無料**

8 その他

(1) 復職予定の方は、復職後に定期健康診断を受診してください。

(2) 当共済組合の資格喪失後に受診された場合、
健診受診費用は全額自己負担となります。

(3) 特定健診の詳細については、当共済組合ホームページ
をご確認ください。

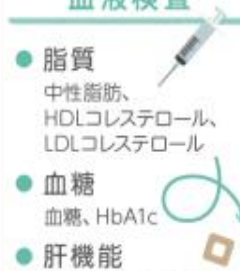
大阪市職員共済組合ホームページ
<https://www.city-osaka-kyosai.or.jp/>



特定健診（特定健康診査）とは

メタボリックシンドロームに着目した、以下の項目の健診です。

健診項目

診察等	身体計測	血液検査	尿検査
● 問診 ● 診察 	● 身長 ● 体重 ● BMI ● 腹囲 ● 血圧 	● 脂質 中性脂肪、 HDLコレステロール、 LDLコレステロール ● 血糖 血糖、HbA1c ● 肝機能 AST、ALT、γ-GTP 	● 尿糖 ● 尿蛋白 

※その他、一定の条件の下、医師の判断等により貧血、心電図、眼底検査、血清クレアチニン検査が追加されることがあります。



対象者

令和7年度中に40歳以上となる組合員及び被扶養者（任意継続含む）

対象外の方

以下の項目に該当する方は対象外となります。

- * 特定健診受診日までに資格喪失された方
- * 特定健診受診日までに75歳に達した方
- * 妊娠中または出産後1年以内の方
- * 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている方
- * 国内に住所を有しない方
- * 病院または診療所に6か月以上継続して入院している方
- * 高齢者の医療の確保の法律（昭和57年法律80号）第55条第1項2号から5号までに規定する施設に入所または入居している方（障がい者支援施設、養護老人ホーム、介護保険施設等）